

岡山市東区子どもあそび場創出事業等業務委託
企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年5月26日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市東区子どもあそび場創出事業等業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市東区子どもあそび場創出事業等業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和8年1月30日まで
- (4) 概算予算額 総額3,500,000円
(消費税及び地方消費税を含む)以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証金 契約金額の10/100以上の額
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登録され、「役務」部門の業種「イベント」業種細区分「イベント」に登録のあること。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和7年6月16日(月)
仕様書（案）等に関する質問受付	令和7年6月4日(水)午後3時まで

仕様書（案）等に関する質問回答	令和7年6月9日(月)午後3時頃掲載
企画提案書の提出	令和7年6月9日(月)～6月16日(月)午後5時15分必着
ヒアリングの実施	令和7年6月23日(月)予定
審査結果の通知	令和7年6月25日(水)頃

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html>)

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

（１） 受付方法

電子メールで、件名を「【企画競争質問】岡山市東区子どもあそび場創出事業等業務委託」とし、質問書（様式2）を岡山市東区役所総務・地域振興課へ提出すること。

なお、送信後、電話（直通電話：086-944-5038）にて電子メールの着信を確認してください。

電子メール：higashikusoumu@city.okayama.lg.jp

（２） 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

7 企画提案書の提出

（１） 提出方法

岡山市東区役所総務・地域振興課宛に持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、封筒に「岡山市東区子どもあそび場創出事業等業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

（２） 受付期間

令和7年6月9日(月)～6月16日(月) 午後5時15分（必着）

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除きます。

（３） 提出書類

ア 企画競争参加申請書（様式1）

イ 企画提案書（様式自由）

原則としてカラー印刷A4判の片面使用とし、横書きとします。

また、以下に掲げる項目に関しては、各項目名を明記の上、企画提案書に文章又は図表で表現してください。

(ア) 提案者の受託実績

過去5年間の類似業務の実績を記載してください。

(イ) 事業の実施体制

本事業を実施する人員体制、担当者の実績及び業務実施スケジュールを記載してください。

(ウ) 事業目的の理解と具体的提案

本事業を実施するにあたり盛り込むべき項目とその考え方及び具体的な実施案について、仕様書及び下記を踏まえて記述してください。

- a 各コンテンツがより効果的に実施できるよう具体的な案
- b 親子連れがゆったりと休憩、飲食ができるよう具体的な案
- c 事業の効果を高める自主企画事業案
- d 多くの子ども連れが訪れることを想定したおむつ替え・授乳スペース確保に関する具体的な案
- e 雨天時にも可能な限り晴天時と同程度の効果が得られるための具体的な案
- f 利用する広報媒体等広報計画について具体的な案
- g 本事業が与えた影響に関する調査及び分析の具体的な手法

ウ 経費の積算（様式自由）

記載金額にあたっては、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記入し、全体の合計金額を明記してください。

経費については、項目、内訳、金額を記載してください。

(4) 提出部数

ア 社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの：1部（正本）

イ 企画競争参加申請書（様式1）を添付せず、社名、代表者印のないもの：10部（副本）

(5) 注意事項

ア 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。

イ 仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。

ウ 提案者名を伏せて審査を行うため、提案書（副本）の各資料には社名等を表す文字やマークを入れないでください。

エ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。

オ 提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

カ 提案を取り下げる場合は、令和7年6月17日(火)午後5時までに企画競争参加辞退届（様式3）を岡山市東区役所総務・地域振興課に持参又は郵送により提出するものとします。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、企画競争参加辞退届（様式3）を提出するものとします。

キ 企画競争参加辞退届（様式3）提出後の本企画競争への参加は認めません。

8 特定方法等

(1) 審査体制

岡山市東区子どもあそび場創出事業等業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

ア 委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行います。

イ 委員会は、評価基準をもとに 100 点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

ウ 委員会は、提案者名を伏せて審査を行います。

(3) ヒアリングの実施

発表時間は 1 事業者につき 20 分程度とし、その後委員から質問があります。詳細な日時、場所については後日お知らせします。

(4) 評価基準

ア 別紙「岡山市東区子どもあそび場創出事業等業務委託」企画提案書等評価基準のとおりとします。

イ 審査点数が 60 点を下回る提案については、最適な提案者として特定しません。

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

ア 「3 参加資格」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合

ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

エ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

オ 提案者がヒアリングに出席しない場合

カ 見積額が概算予算額を超過している場合

キ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

(1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。

(2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。

(3) 特定しなかった提案書は、原則として返却しません。返却が必要な場合は、提案時にその

旨をお知らせください。

- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市東区役所総務・地域振興課（岡山市東区役所2階） 担当：片山、西岡、山崎
〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号
電話：(086)944-5038 FAX：(086)944-5080
電子メール：higashikusoumu@city.okayama.lg.jp